

介護職員 処遇改善の実施について

生活協同組合コープこうべの介護サービス事業所において、下記の通り、介護職員処遇改善加算取得を取得し、職員の賃金改善を行なっております。

- 1.対象の加算 介護職員処遇改善加算Ⅰ
- 2.対象サービス ①訪問介護サービス
 ②通所介護サービス
 ③認知症対応型通所介護サービス

3.賃金以外の処遇改善

目的	内容
資質の向上	<ul style="list-style-type: none">・ 資格取得のための支援制度や様々な研修の実施や受講機会の提供
労働環境・処遇の改善	<ul style="list-style-type: none">・ ICT活用による介護職員の事務負担軽減
	<ul style="list-style-type: none">・ 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備
	<ul style="list-style-type: none">・ 上位者とのミーティング等を充実することによる介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 非正規職員から正規職員への転換
	<ul style="list-style-type: none">・ 子育て、介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実
	<ul style="list-style-type: none">・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化の実施
	<ul style="list-style-type: none">・ 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念を定期的に学ぶ機会の提供
	<ul style="list-style-type: none">・ 職員の増員による業務負担の軽減